

商品概要説明書

カードローン（ジャックス）

（2023年4月1日現在）

商品名	J Aカードローン（Dタイプ）																	
ご利用いただける方	<p>○原則として当J Aの組合員であること。</p> <p>○借入申込時の年齢が満20歳以上65歳未満の方。</p> <p>○当J Aの役職員もしくは、関連会社および関連組織の役職員であること。</p> <p>○その他当J Aが定める条件を満たしている方。</p>																	
資金使途	○原則として自由（但し、事業性資金は除く）																	
ご利用限度額	<p>○10万円以上300万円以内（10万円単位）</p> <p>※一顧客あたり</p>																	
契約期間	<p>○2年更新（自動更新）</p> <p>※ご契約日から2年後の応当日の属する月の5日（休日の場合は翌営業日）までとします。</p> <p>※契約者から解約の意思がなく、当J Aがその所定の審査を行った結果、契約に支障がないものと判断した場合は、さらに2年間延長するものとし、以降も同様とする。但し、満65歳の誕生日以降は契約の更新は不可とする。</p>																	
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>○年利6.50%とします。（うち保証料1.50%）</p> <p>※金利は、金融情勢等の変化により見直しさせて頂く場合があります。</p>																	
返済方法	<p>○定例返済：毎月5日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、返済用貯金口座から自動引落としとする。</p> <p>○返済額：前月約定返済日の貸越残高の2%（1万円未満の金額は1万円に切上げ）又は、前月約定返済日前日の貸越残高のいずれか少ない金額とする。</p> <table border="1" data-bbox="475 1397 1423 1792"> <thead> <tr> <th>前月約定返済日現在の借入残高</th> <th>約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円未満</td> <td>前月約定返済日現在の借入残高</td> </tr> <tr> <td>1万円以上～50万円以下の場合</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円超～100万円以下の場合</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超～150万円以下の場合</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>150万円超～200万円以下の場合</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円超～250万円以下の場合</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>250万円超～300万円以下の場合</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○任意返済：随時、当J A窓口またはATMで行うことができる。</p>		前月約定返済日現在の借入残高	約定返済額	1万円未満	前月約定返済日現在の借入残高	1万円以上～50万円以下の場合	10,000円	50万円超～100万円以下の場合	20,000円	100万円超～150万円以下の場合	30,000円	150万円超～200万円以下の場合	40,000円	200万円超～250万円以下の場合	50,000円	250万円超～300万円以下の場合	60,000円
前月約定返済日現在の借入残高	約定返済額																	
1万円未満	前月約定返済日現在の借入残高																	
1万円以上～50万円以下の場合	10,000円																	
50万円超～100万円以下の場合	20,000円																	
100万円超～150万円以下の場合	30,000円																	
150万円超～200万円以下の場合	40,000円																	
200万円超～250万円以下の場合	50,000円																	
250万円超～300万円以下の場合	60,000円																	
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算とします。																	
担保	○不要です。																	
保証	○株式会社ジャックスの保証をご利用いただきます。																	

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）またはリスク管理室（電話：０２３４－４３－８７７７）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合リスク管理室またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○ご不明な点については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。</p>

ＪＡ庄内みどり